

① 新型コロナウイルス感染症対応業務について

→ 1月13日新高教速報

- 保健所等からの要請については「管理職が従事する」
- 付随する業務について「時間外、週休日勤務を命ずることはない」

※1月13日(木)、1月18日(火)に行った県教委折衝において上記のことを確認しています。
 しかし、この間、保健所からの要請によるPCR検査等の補助や学校の消毒、休日に生徒連絡等のため登庁した等の情報が寄せられていることから、県教委の考えと現場実態がかけ離れていることを追求しています。

② 新型コロナウイルス感染症、大雪等による臨時休校時の非常勤講師の勤務

- 臨時休校となった場合もその時間分の勤務が必要
 ※ 授業を振替えることができるのであれば振替で対応することも可能
 ※ 勤務していない分については給与が発生しないので注意
- 通勤にかかる出勤困難休暇については正規と同様（大雪等による臨時休校）
 ※ 臨時休校ではないが、出勤困難によって授業を行えなかった場合については給与が発生する

③ 新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱いについて

	状況	休暇の扱い
受診	風邪症状等	出勤困難休暇
	症状が改善し出勤（症状が消失した翌日から2日間は出勤しない）	自宅での勤務、年休
検査	体調不良による新型コロナウイルス感染症の検査を受ける	出勤困難休暇
	濃厚接触者として新型コロナウイルス感染症の検査を受ける	出勤困難休暇
	その他の接触者として新型コロナウイルス感染症の検査を受ける	出勤困難休暇
診断	新型コロナウイルス感染症と診断	職専免
接触	新型コロナウイルス感染症の検査を受ける者と濃厚な接触歴（同居家族等）	自宅での勤務
その他	新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の臨時休業等により、子の監護を行う	出勤困難休暇

④ 組織拡大に向けた年度末・年度初のとりくみ

内容：各分会で転入者向けに分会マニュアル（学校紹介）を作成し、年度初に配付
 組合加入促進に向けてとりくむ
 作成例、ひな形等は新高教HPからダウンロードできます
 ※HPから加入パンフレットもダウンロードできます

スケジュール

2月中旬：指示文書や支部執行委員会等で正式依頼

2月下旬～3月下旬

：分会現役員、新役員を中心に分会マニュアル（学校紹介？）を作成

4月上旬：転入者対象に分会マニュアル（学校紹介？）を配布し声掛けを行う
 （状況に応じて、年度初に分会会議等を開き弁当交流会を企画）

新高教発第 63 号

2022年1月29日

支 部 長 様

分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合

執行委員長 吉田 裕史

県教委「実習助手の呼称について（通知）」の徹底について

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、実習教員部は毎年県教委交渉で2010年4月1日付教高第49号通知の内容をふまえ、学校における公文書以外の文書等においては、実習教員または実習教諭という呼称を用いることを要求しています。県教委は「実習助手の呼称について通知の趣旨を校長に通知している。研修会等で継続して指導している。」と回答しています。そこで以下のとりくみを要請します。

記

1. 校長への申し入れ

(1) 期間 2月7日（月）～2月25日（金）

(2) 内容

- ①添付資料にある県教委通知の徹底を校長に申し入れる。
- ②離任式や入学式での紹介、校務分掌表などにも「実習助手」としないよう要請する。
- ③校内での呼称について全教職員へ県教委通知の趣旨を理解させるよう要請する

2. 不明な点は高教組本部実習教員部担当（吉田）まで

以 上

教 高 第 4 9 号
平成22年4月1日

県立高等学校長 様
県立中学校長 様
県立中等教育学校長 様

高等学校教育課長

実習助手の呼称について（通知）

このことについては、「実習助手の呼称に関する要綱」で定めているところですが、当分の間、実習教諭又は実習教員の呼称の発令のない者を、校内的に実習教員と称することができるものとします。

なお、今後、関係規則及び要綱の整備を進めることとします。

担 当 高等学校教育課管理係
管理係長 飯田昭男
電 話 025-280-5610

2022年 1月25日

支 部 長 様
分 会 長 様
「同和」教育推進委員 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田 裕史

2021年度全県「同和」教育学習会 WEB 開催案内について

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、昨年開催予定だった第72回全国人権・同和教育研究大会が「報告資料集の発行をもって開催とする」とされました。これに対して、「県内からエントリー予定だった実践者の報告の場を」との声を受けて、12月上旬に第28回新潟県同和教育研究集会の開催が実現しました。このことが県内における「かかわる『同和』教育」実践の深化につながることを望まれるところです。

一方で、学校現場における人権・「同和」教育の展開の中で、未だに部落問題が罪人起源に端を発するとの誤認識事案が相次いで発生するとともに、インターネットを介した部落差別の拡散は深刻の度を深めており、その克服は喫緊の課題となっています。「『同和』教育を中核とする人権教育」を県教委も標榜しているとのことですが、現場でのとりくみは必ずしもそうはなっておらず、逆に「同和」教育離れが進んでいるのではないかと危惧されます。

つきましては、新高教が標榜する「かかわる『同和』教育」の意義を再確認するとともに、各校での実践に資することを目的に、標記の会を提起しますので、参加へのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

記

1. 日時 2022年2月19日(土) 13:00~16:00(WEB開催)
2. 会場 高校会館より WEB 配信
3. 内容

①問題提起1 新井久美子さん(「同和」教育推進委員長、新井高校分会)

(テーマ)「人権教育・同和教育に関する教職員意識調査」報告書(19.10調査・20.3報告)

06年以来、13年ぶりに教職員対象の調査が行われた。県教委はこの間、「『同和』教育を中核とした人権教育」「かかわる『同和』教育」を標榜してきたとするが、現場では、部落問題

学習を中心に据えた「同和」教育のとりくみが後退し、人権課題一般を表面的に取り扱う傾向が顕著になっている。すでに克服されていなければならないはずの、生徒が「罪人起源」を誤認するような差別事件が多数報告されている。調査報告結果の批判的分析を通じて、求められる人権・「同和」教育の在り方を共有していきたい。

②問題提起 2 遠藤 丞(本部教文担当)

(テーマ)「全国部落調査」復刻版出版事件「9.27 東京地裁判決」

1975 年に発生した「部落地名総鑑事件」は、戦前作成の「全国部落調査」を元資料として製本・出版されたものを多数の事業所が身元調査のために購入していたというものだ。川崎市所在の「示現舎」が 16 年 2 月、インターネットにおいて「第 1 版復刻全国部落調査部落地名総鑑の原点」と題して予約受付を突如始めた。同時に、「鳥取ループ」とのブログ名をかたり、動画サイトに全国の「同和」地区の動画をアップロードするという許しがたい人権侵害に及んだ。

16 年 4 月の提訴から 5 年あまり経て下された判決の内容と課題は？

4. 参加要請 分会 1 人以上

5. 参加方法・手続き

1) 原則 WEB 参加(Zoom)

2) 手続き

①事前に Zoom のインストール等の諸準備をお願いします。

②参加予定者が直接以下の方法で申し込んでください。

(NEIN アドレスは使わないでください)

・ 2 月 9 日 (水) までにメールで参加申し込みを行う。

申し込みアドレス：shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

・メール送信画面上の「件名」欄に「2.19WEB 参加、分会名、氏名」と必ず入力してください。本部着信メールの誤認識防止のためにご協力ください。

③2 月 16 日 (水) に「会議参加 URL」と「パスワード」と「当日資料」等を申し込みいただいたメールアドレスに返信します。

④当日資料は新高教ホームページにもアップしますのでご活用ください。

6. その他 ご不明点は本部担当(遠藤・阿部 ☎025-265-4151)までお問い合わせください。

以 上

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田 裕史

再任用者の組合加入（継続）・新規加入について

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、2014年度から雇用と年金の接続の観点から再任用制度が本格実施になり、これまでの運用状況から配置校や勤務態様などの課題が浮き彫りとなっています。

さらに、国家公務員及び地方公務員の定年延長が2023年度より段階的に導入されることとなったことから、地公労及び新教連でも課題解決に向けた交渉を強化し、再任用者の処遇改善と組織化を進めていくこととしています。つきましては、今年度末をもって定年退職される職員への意向調査と、組合加入（継続）・新規加入の呼びかけをお願いいたします。

記

1. 対象者 今年度末定年退職者全員

2. 分会のとりくみ

(1) 2月末までに、再任用希望があるか確認してください。

(2) 再任用希望がある場合は、フルタイム希望か短時間勤務のどちらを希望されているか確認してください。

(3) 新高教の組合加入（継続）の呼びかけと加入確認をしてください。

(4) 加入希望者には加入用紙（Ⅲ）を記入していただいで下さい。

(5) 別紙資料「定年退職される皆様へ」は、必要分を増す刷りして使用をお願いします。

3. 報告期限 2022年2月25日（金）

4. 報告方法 別紙報告用紙により **郵送** で報告願います。

<参考>

再任用結果通知の日程について

再任用勤務形態 2月中旬頃

配置先（勤務校） 3月下旬（人事異動内示と同日程）

以上

別紙

定年退職教職員の 組合加入（継続）・新規加入状況報告用紙

報告締め切り 2022年2月25日（金）新高教本部

2022年 月 日

分会名

報告者氏名 (役職)

※再任用希望、組合加入は○を記入してください。

※その他の場合は、声かけの反応などの状況を記入してください

氏名	職種	再任用希望			再任用希望者の方 の組合加入
		フルタイム	短時間	希望しない	

定年退職される皆様へ

2022年2月
新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田 裕史

再任用者の組合加入（継続）・新規加入について

2013年度末定年退職者から、公的年金の支給開始が段階的に引き上げられ、定年退職後の無収入期間の生活保障のために、再任用制度が2014年4月から開始になりました。

これまでの運用状況から、配置校や勤務態様など課題が浮き彫りになり、2018年度には異動希望地を2つ以上書かせようとした高校教育課に対して従来通り「希望する範囲」とどめさせてきました。

しかし、2019年度末には「フルタイム勤務希望を短時間勤務にしてもらう可能性がある」との相談が本部に相次ぎ、希望通りの勤務形態を求めて県教委に抗議を行いました。県教委は「学級減による過員処理が定年退職者数を上回り、再任用希望者を全員雇用するためにはフルタイム希望者を短時間勤務に変更してもらうしかない。」と理由を説明しましたが、フルタイムと短時間では処遇の違いがあり生活に影響が大きいと希望実現を要請しました。

2021年4月には再任用教職員アンケート（別紙）にとりくみ、秋の交渉にも重点課題として県教委の姿勢を追及してきました。さらに公務員定年延長が2023年度より段階的に実施されることとなり、給与水準や退職金の扱いなど地公労及び新教連でも課題解決に向けた交渉を強化しています。

再任用者の労働環境・条件整備のためにも、 組合加入（継続）をお願いします

再任用希望の方々には2014年から以下のように新高教に加入（継続）していただいています。

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
継続	14人	24人	9人	10人	12人	16人	22人	28人

注：再任用の本格運用に伴う再任用者の組合費について

新高教第80回定期大会（2013年6月30日）決定事項

フルタイム勤務者 2,000円/月

短時間勤務者 1,000円/月

※高教組本部から年2回（概ね6月と11月）6か月分を、ご本人宛にご請求させていただきます。

再任用教職員アンケート集計結果(2021年4月実施)

回答数 57人

退職年齢 2019年12人、2020年19人、2021年25人

1. 勤務形態

2019年退職 フル希望→フル採用11人、短時間希望→短時間採用1人

2020年退職 フル希望→フル採用11人、短時間希望→短時間採用7人
フル希望→短時間採用1人、

2021年退職 フル希望→フル採用17人、短時間希望→短時間採用6人
フル希望→短時間勤務2人、

2. 勤務校の異動

2019年退職 12人中4人退職時勤務校より異動(33%)

2020年退職 19人中6人退職時勤務校より異動(32%)

2021年退職 25人中16人退職時勤務校より異動(64%)

3. 再任用で働き続けるために最も重視すること

項目	人数	割合
賃金水準	14人	25%
分掌・部活動などの負担軽減	13人	23%
分掌・部活動などへの主体的関与	4人	7%
通勤時間	26人	46%
その他：勤務校、仕事がしっかりできる体制、働きがい	7人	12%

4. 賃金・任用・異動など記述意見

Q 賃金が減るのは仕方がないと思いますが生活に直接ひびく位の下がり方なので生活水準をかなり下げています。実情はかなり苦しいです。

Q 今年度途中から年金支給できるが、再任用により月2万円程度しかもらえない。

Q 家庭科は実習を伴い、実習の事前準備、事後の整理、実習室の管理を考えると座学だけの教科と同様の賃金では無理です。また校内の生徒に関わる情報の制限があり実態を把握できないまま危険を伴う実習を実施することは事故発生の確率が非常に高いと思います。

Q 賃金をもう少し上げてほしい

Q 覚悟はしていましたが給料が減って悲しいです。でもまだ働けるだけ幸せだと思って頑張ります。

Q 賃金が低くなる分、仕事面では軽減してもらえばありがたいです。せめて退職時の勤務校での再任用としてもらうなら負担が軽くなると思いました。

Q 再任用で単身赴任は問題有り

- Q 業務内容の軽減をお願いしたい。
- Q 再任用遠距離通勤に限界を感じる。事故リスクを避けるため。
- Q 同一校継続がありがたいが学級減等も厳しく、学校それぞれの状況もあり無理は言えない。
- Q 年金との接続が再任用制度の根幹なので、生活保障の観点に立って希望通りの任用を県はすべきである。
- Q 3日間勤務でクラス副任をやることが迷惑をかけているようで心苦しい。
- Q 任用、異動のルールを定めてもらいたい。
- Q 任用地域は多分配慮してもらったのだと思う。賃金は短時間ならまあしょうがないかなと思うがフルタイムだと耐えられないかも。
- Q 短時間勤務となった場合の遠隔地交通費の取扱い。新潟-長岡間での定期（新幹線）乗車は可能か。自動車の運転は安全上避けたい。
- Q 工業は設備が学校によって違うので実習、課題研究、部活を考えると1年ごとの異動はモチベーションが低下する
- Q できるだけ近くの学校に異動させてほしい。体調を気づかった異動を望む。
- Q ルールが明示されていない。民間方式で退職した学校で再任用することが制度化されれば、問題も緩和されると考えられる。異動に関してこの制度が発足当時はある程度本人の希望も考慮されたようだが現在は全くない。
- Q 他県では1年毎での異動は少なく、また65歳までしている方もいる。再任用を見通しての人事異動をしている県もあり退職1~2年前に異動し異動先で再任用を続けていることで学校の戦力となっている。
- Q 給与が低いのは仕方がないにしても遠方への異動は避けてほしい
- Q 今年度は退職前と同じ学校で勤務できてよかったが来年以降毎年のように異動にならないか心配
- Q 異動の希望地は第2まで記入したが退職時勤務校で引き続き勤務して部活動等を指導したかった。
- Q 毎年の異動になり学校に慣れる間もなく別の学校に異動しているため、経験の蓄積もできない。
- Q 毎年異動は負担なのでできれば異動なく同じ学校で勤務したい。
- Q 任用期間は1年だが、異動の希望がない場合に現任校で継続できるようにすべき。通勤時間が増える異動は県財政にも環境にもマイナス。
- Q 遠くに異動するのは勘弁してほしい。
- Q 退職時勤務校に継続して希望すれば勤務できるかどうか。辞令は1年なのですが1年後にはまた異動なのか
- Q 異動につき自宅通勤が叶わず①下宿を余儀なくされている②自宅と下宿の2カ所の光熱費支払いを余儀なくされている③特手当なしに特勤勤務を余儀なくされている

5. 分掌・教科・部活動など記述意見

- Q 異動ルールが明確化されないと分掌・教科・部活動等の全てで先を見通した仕事ができない。

Q再任用で賃金が減っているのに正職員と同じ分掌、部活動につくのはちょっときついと思います。生徒のために思いながら仕事をしているので少しは我慢できています。

Q分掌によって仕事量が増えた

Q主体的に関与できるよう配置等で十分なヒアリングを実施してほしい。担任希望ありの場合は再任用でも担任として配置してほしい。

Q負担軽減をお願いしたいが小規模校で職員異動も多いことから他の職員への負担が多くなるので気が重い。

Q短時間の場合は殆ど機能していないのが実態だと思う。その分他の職員の負担が大きくなっている。程度の差こそあれフルタイムでも似たような状況だと思う

Q賃金にあった労働量を期待する（気をつけてほしい）

Q退職前と仕事内容が変わっていないのに給与だけ減って悲しい気持ちです。歳をとってからの異動は厳しいと思います。同じところで働き続けることができれば良いと思います。

Q自分は週3回の時短勤務でその中でできることのみをやるつもりでいる。仕事量が全く変わらない、あるいは増えていることが気になります。

Q分掌や部活動など割り当てられるが、週4回15時過ぎまでだと授業12時間の準備で精一杯でどちらに対しても後ろめたい気持ちで一杯である。仕事をあたえるならばそれがちゃんとできる時間フルタイムにしてほしい。2年続けてフルタイムを希望し、短時間勤務にさせられまわりに気を使いながら、気を使わせながら働くのは本当にやりきれないし、本当はいらぬよと言われているような気分になる。

Q勤務時間外の会議、打合せ等に参加できず他の職員の方々の負担を増やしている。

Q運動部2つの顧問で1つは主顧問であること。

Q再任用に限定した話ではないが専門科目に配慮した人員の配置とすべきである。ミスマッチのため苦勞している学校が多く見られる。

Q家庭科非常勤2名で12時間を担当されているところに再任用短時間で着任。教科の引継ぎが校内で行われなかったのは非常勤の方に旅費が発生するからとのこと。

Q行事などで勤務を振り替えたいができない。芸術教科という事で授業変更も難しく、何とかしてほしい。去年は勤務日以外は来るなど言われた。

Q十分短時間に配慮してもらっているので特になし。ただ不在時の口頭での連絡事項が届かないことが多い。

Q全て希望に沿うものではなかった。

Q部活動主顧問は長期的なチーム育成の観点から単年度更新の人間を充てるべきではない。今回は専門外の主顧問で生徒に申し訳ない気持ちが多い。

Q今後短時間勤務となった場合の部活動への関与はどうなるのか